

指定（介護予防）通所リハビリテーション重要事項説明書

令和7年1月1日現在

1 事業者

法人名 医療法人 秀仁会
法人所在地 茨城県日立市桜川町1-1-1
代表者名 理事長 川島 秀雄
電話番号 0294-35-1266

2 事業所

施設の名称 介護老人保健施設 さくら日立
施設の所在地 茨城県日立市城南町1-1-11
施設長 樋口 安彦
電話番号 0294-22-8811 FAX 0294-25-0020
茨城県指定番号 0850280033

3 事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

医療法人秀仁会が設置する介護老人保健施設さくら日立において実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションにて行う事業の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員介護職員が、要介護状態または要支援状態の利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 1 施設の職員等は、要介護（要支援）者状態の利用者に可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 従業者の職種、人数及び職務の内容

医師	2名	診断や治療等の医療行為
理学療法士	2名	機能訓練を担当します
作業療法士	2名	作業訓練を担当します
言語聴覚士	2名	言語機能訓練を担当します
看護師	3名	健康管理や療養上の世話をを行います

介護職員	14名	日常生活上の介護・介助を行います
支援相談員	2名	利用時の調整や、相談に応じます
管理栄養士	2名	昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します
事務職員	1名	保険請求、庶務事務一般を行います

5 営業日及び利用定員

営業日	月曜日から土曜日までとする（年末年始、夏季休暇あり）	
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで （利用時間午前9時半から午後3時45分）	
利用定員	1日46名	

6 実施地域

日立市（一部地域を除く）

7 通所リハビリテーションのサービス内容

機能回復訓練・・・各利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。

日常生活動作訓練・・・食事、入浴、排泄、着替え、口腔ケアなどの日常生活動作の援助を行うと共に、自立に向けて訓練を行います。

レクリエーション・・・適宜レクリエーションを行うよう配慮いたします。

健康管理・・・・・・・・・・ 医師により、利用者の健康管理に努めます。また緊急など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。

相談及び援助・・・・・・・・・・ 当施設は、通所者およびそのご家族から、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

送迎・・・・・・・・・・ 当施設の送迎車で送迎を行います。

8 サービス利用料

※別紙参照

<介護保険給付対象外>

① 食費／1食	600円		
施設で提供する食事・おやつ代			
② 日常生活品、教養娯楽費／1日	350円		
石鹸・シャンプー・ティッシュペーパーやレクリエーション、クラブ活動で利用する材料費。			
③ オムツ代			
・パット（小）	30円	・紙オムツ	70円
・紙パンツ	70円		

- ④ ビニール袋 5円
- ⑤ その他

個別の生活上の必要に応じて購入する場合にお支払いいただきます。

＊お支払い方法

毎月5日に前月分の請求書を発行します。銀行振替、郵便振替からお選びください。銀行振替、郵便振替の方は毎月15日が引落日です。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

9 利用の中止・変更・追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

10 個人情報に関して

当施設のご利用に際して施設の職員は、サービスを提供するうえで知り得た情報を正当な理由なく第三者へ情報を提供致しません。退職後も守秘義務を鎮守します。個人情報を使用する場合には予め、当該利用者又はその代理人より「個人情報利用同意書」により、同意を得ることとします。

11 秘密保持について

当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た情報を、正当な理由無く、第三者へ情報提供いたしません。また、利用終了後も守秘義務を遵守いたします。

12 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

第3者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

13 実習生受け入れについて

当事業所は、医療・介護・福祉の研修施設として協力をしております。また、ボランティアの受け入れや生徒・学生等に教育実習の場を提供いたします。実習生等の受け入れにつきご理解を頂き、ご協力お願いいたします。不明な点については当事業所職員にお気軽にご相談下さい。

1.4 記録の保管

サービス提供の記録について、5年の期間を定めて保管し、記録の閲覧及び実費（コピー代1枚10円）を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り可能です。

1.5 緊急時・事故等に関する対応

利用者の病状に急変が起きた場合や事故等が発生した場合、必要に応じ臨時応急の手当てを行います。家族等緊急連絡先に連絡するとともに、主治医に連絡し適切な処置を行います。

事故等により発生した事項に関しては以下に記載する損害賠償の対象とさせていただきます。

また事故発生に関しては、保険者（市町村）に利用者及び家族の同意のもと連絡をとることがあります。

1.6 損害賠償（契約書第7条参照）

当施設職員の不注意により、ご利用者等の身体に何らかの形で傷害を及ぼすことや器物を破損した場合その損害を賠償させていただきます。ただしご利用者等に問題があると考えられる場合はこれを除きます。

また、逆にご利用者等が故意に施設または事業職員に損害を与えた場合はその損害に対して賠償を請求することがあります。

1.7 相談・苦情の受付について

(1) 当施設における相談・苦情の受付

当施設における相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情窓口 支援相談員：関 歩 ・ 佐野友理

受付時間 月曜日から土曜日 平日 / 9:00～17:00

土・祝 / 9:00～17:00

ご利用方法 電話 0294-22-8811

面談 さくら日立相談室

また、相談・苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険課	所在地 日立市助川町1-1-1 電話番号 0294-22-3111
国民健康保険 団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565
日立市社会福祉協議会	所在地 日立市会瀬町4-9-13 電話番号 0294-37-1122

18 ご利用の際に留意及び禁止いただく事項

留意事項

- 一 金銭、貴重品の持参
- 二 当施設の備品の利用に際しては清潔保持、整理整頓に心がけ大切に使用すること
- 三 食べ物、飲み物の持ち込み

禁止事項

- 一 外出
- 二 指定した場所以外での火気の使用
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 営利目的の行為
- 五 宗教の勧誘
- 六 特定の政治活動
- 七 施設内での喫煙